

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ペー
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則…………… (競馬事業室)	60
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (情報政策課)	60
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (情報政策課)	61
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	62
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	62
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	62
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	62
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	62
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	63
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	63
○道路の供用の開始…………… (道路課)	63
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災課)	64
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	64
道監査委員公表	
○監査公表第6号……………	65

規 則

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第65号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「を財団法人競走馬理化学研究所」を「を公益財団法人競走馬理化学研究

所」に改める。

別表第1の備考中「第31号」の次に「及び第53号」を加える。

附 則

- この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第65条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前に行われた競走に係る理化学検査については、この規則による改正後の北海道地方競馬実施条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第421号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 資格及び調達をする物品等の種類
平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成24年6月22日に一般競争入札の公告を行う道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借契約
(2) 資 格 道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 LAN機器の賃貸借
- 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
(1) 平成24年6月1日現在において、引き続き2年以上物品の賃貸借事業を営んでいること。
(2) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応ができる体制を有すること。
(3) 当該物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 資 格 要 件 の 特 例
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法
(1) 申 請 の 時 期
資格審査の申請は、平成24年6月22日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第422号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借一式（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成25年3月1日から平成30年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成24年北海道告示421号に規定する道庁行政情報ネットワークLAN機器（出先機関）の賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課）

- (2) 入札日時 平成24年8月6日（月） 午後1時30分（送付による場合は、

同月3日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量380グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5172

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

A lease of LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system, a complete set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M. August 6, 2012

(If mailed, bid must be reached by August 3, 2012)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Science and IT Promotion, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Nishi

6-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5172

北海道告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成24. 6. 13	栗山土地改良区
同	帯広市土地改良区

北海道告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（島津地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成24年6月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（本中三川地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年6月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村91の3（次の図に示す部分に限

る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大樹町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第428号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡共和町(次の図に示す部分に限る。)

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町(次の図に示す部分に限る。)

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第429号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を共和町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第154号のとおりである。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

岩内郡共和町発足973の1所在の森林について所有権を有する 山岡 キクエ

岩内郡共和町発足973の7所在の森林について所有権を有する 金 幹宣

岩内郡共和町発足973の9所在の森林について所有権を有する 金 和史郎

北海道告示第430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道北見置戸線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	北見市上ところ30番1地先から 同市上ところ289番3地先まで	平成24. 6. 22
道道北見置戸線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	常呂郡訓子府町字西富419番3地先から 同郡置戸町字境野454番3地先まで	同
道道北見置戸線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	常呂郡訓子府町字西富110番1地先から 同郡訓子府町字西富2742番2地先まで	同
道道北見置戸線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	常呂郡訓子府町字西富430番地先から 同郡訓子府町字西富422番1地先まで	同
道道北見置戸線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	常呂郡訓子府町字日出72番2地先から 同郡訓子府町字日出23番33地先まで	同
道道北見置戸線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	常呂郡訓子府町字日出24番13地先から 同郡訓子府町字日出24番1地先まで	同

道 道 根 室 半 島 線 根 室 市 弥 栄 町 1 丁 目 18 番 2 地 先 (道 路 同
北 海 道 釧 路 総 合 振 興 局 敷 地) (一 般 国 道 44 号 交 点) か ら
釧 路 建 設 管 理 部 同 市 弥 栄 町 2 丁 目 36 番 1 地 先 まで
道 道 根 室 半 島 線 根 室 市 弁 天 町 2 丁 目 5 番 地 先 か ら 同
北 海 道 釧 路 総 合 振 興 局 同 市 平 内 町 1 丁 目 35 番 1 地 先 まで
釧 路 建 設 管 理 部

北海道告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
喜茂別喜茂別1（I-1-418-955）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
駅裏沢川（I-15-0230）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡喜茂別町字喜茂別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道上川総合振興局告示第75号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月22日

北海道上川総合振興局長 越前 雅裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 貨物兼乗用自動車 1台

（交換契約により貨物兼乗用自動車1台（1,490cc 4WD）を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

イ 貨物兼乗用自動車（軽自動車） 2台

（交換契約により貨物兼乗用自動車2台（1,290cc（1台）及び1,330cc（1台））を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車（軽自動車）2台を契約の相手方から調達する。）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成24年9月14日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格（自動車の購入）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年6月22日から7月5日まで（日曜日及び土曜日を除

- く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川合同庁舎3階入札室(送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係)
- (2) 入札日時 平成24年7月19日 午後2時(送付による場合は、同月18日までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
- イ 予定時期 平成24年8月頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成24年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第42号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道上川総合振興局のホームページ (<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>) においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合

- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5907
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Car Quantity 1
- b Car (Light Motor) Quantity 2
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 19, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than July 18, 2012)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-choume, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5907

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成24年6月22日

北海道監査委員 加藤 礼一
北海道監査委員 池田 隆一
北海道監査委員 飴谷 長藏